○○○○施設に設置する防犯カメラの管理運用基準（ひな例）

**１　目的**

　　○○施設（以下「施設」という。）に犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

**２　防犯カメラの適正な設置**

(1) 防犯カメラの設置場所、撮影範囲

防犯カメラの設置場所は、施設の○○入口及び駐車場付近に設置し、○○入口から施設内と○○入口付近の道路及び駐車場内を撮影範囲とする。

(2) 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者（施設利用者）の見やすい場所に、その旨を表示するものとする。

**３　防犯カメラの管理責任者の指定等**

(1) 防犯カメラの管理運用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

ア 管理責任者は、○○　をもって充てる。

イ 取扱者は、○○　をもって充てる。

　（※施設や管理等の実情に応じて、当該防犯カメラの管理を担当する者又はこれに相当する職にある者を管理責任者に指定して対応する。また、管理責任者のほかに取扱者を設ける場合には、取扱者も指定する。）

(2) 管理担当者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。

(3) 管理責任者は、取扱者以外の者に防犯カメラの操作及びモニターを行わせないこととする。

　(4) 管理責任者は、画像の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

**４　画像の利用等の制限**

次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

(1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(2) 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(3) 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

**５　画像の適正管理**

　　画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、画像の保存にあたっては加工しないこととし、次のように取り扱うものとする。

(1) 画像の保管期間

画像の保管期間は、○○とする。

(2) 画像の消去方法

画像の消去は、初期化（又は上書き）により行うものとする。

ただし、媒体を廃棄する場合は、破砕のうえ、廃棄するものとする。

（※画像の保存機器の状況に応じて確実な消去方法を記載する）

(3) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。

イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

**６　苦情処理**

　　苦情や問い合わせには、管理責任者等が誠実かつ迅速に対応するものとする。

※　施設管理委託や管理を警備会社に委託する場合には、管理運営基準の作成など、指針の趣旨に則った適切な管理の徹底を図るようにしてください。